

水道料金などの減免、その他の支援

⇒ 水道料金の減免（市単独）

水道課業務班（☎63-9180）
水道お客様センター（☎63-8881）

市内全域に被害が生じたため、次のとおり平成23年3月、4月検針分の水道料金を減免します。

＊ ＊ ＊

- | | |
|---|--|
| (1) 市が行った被害状況調査の被害判定で、建物が全壊の場合は全額免除します。 | (3) 濁水が発生したため、全世帯の水量を1㎡分差し引いた金額で請求します。 |
| (2) 水量に異常が認められる場合は、一定の基準により水量を算定します。 | ※ただし、基本料金以内の場合は減額となりません。 |

⇒ し尿処理手数料の免除

東総衛生組合（☎62-0794）

被害を受けた住宅の、し尿または浄化槽汚泥を収集する場合「し尿処理手数料」を全額免除します。

＊ ＊ ＊

- | | |
|--|---------------------------------------|
| 【対象】 | 「し尿便槽」 |
| (1) 海水などの流入被害を受けた場合や損傷などによる修理および撤去を必要とする | (2) 浄化槽本体の損傷などにより機能停止した場合や撤去を必要とする浄化槽 |

⇒ 電気、電話、放送受信料の減免

災害の状況により各種料金が軽減・免除されることがあります。それぞれの事業所へ問い合わせてください。

- | | |
|---|--|
| ・電気料金／東京電力千葉第一カスタマーセンター
☎0120-995552 | ・電話料金／NTT東日本 ☎116 ☎0120-116000
・NHK受信料／NHK ☎0570-077077 |
|---|--|

⇒ 私道の災害復旧費の助成（市単独）

建設課管理班（☎57-1191）

地震や津波などで被害を受けた私道を早期復旧する場合、工事費用の一部を助成します。

＊ ＊ ＊

- | | |
|--|--|
| 【対象者】
被災した私道で、日常生活上密着した関係にある3世帯以上の使用者からなる団体 | 局所的な破損が生じている私道は、オーバーレイ（修繕のため在来の舗装の上にさらにアスファルトなどの層を重ねる）も認めます。 |
|--|--|

【補助対象要件】

- ①通勤、通学、買物など一般通行の用に利用する私道、または公共的施設などに通じている私道
②道路構造上、不適切な地下埋設物がない私道
※災害により舗装表面にひび割れができ、かつ

【補助率および補助限度額】

工事費の3分の2以内（1件につき200万円を限度）

【申請期限】 平成24年3月30日（金）